

社会福祉法人あすなろ会 役員報酬規程

(目 的)

第1条 この規定は、社会福祉法人あすなろ会（以下「法人」という。）役員及び評議員等に対する報酬と費用弁償について定めるものである。

(定 義)

第2条 本規定でいう役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(報酬の支給)

第3条 法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 前項の報酬は、別表1に定める額を支払事実が発生したのち、本人に直接速やかに現金にて支払うことができる。

3 別表2及び別表3に定める額を当該会議に出席した都度現金にて支払うことができる。

(改 正)

第4条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

附 則

この規程は平成30年2月24日より施行する。

(経 緯)

平成29年 4月 1日 制 定

令和 1年11月30日 一部改正

別表1 日額

名称	報酬
理事長業務報酬費	10,315円
常勤役員報酬費	10,315円
非常勤役員報酬費	10,315円

別表2 日額

名称	報酬
理事会出席	5,157円
評議員会出席	10,315円
実地監査出席	10,315円

別表3 日額

旅費	宿泊費	費用弁償	その他
	20,000円	10,315円	実費